

第 37 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 22 年 9 月 27 日（月）15:00～16:50
場 所：追手門学院大阪城スクエア大手前ホール
- 2 出席委員：加賀委員、貫上委員、桑野委員、近藤委員、高橋委員、中原委員、花嶋委員、藤田委員、前迫委員、増田委員、又野委員、松村委員
- 3 議 題：
 - （1）会長等の選任について
 - （2）東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - （3）その他
- 4 議事内容
 - （1）会長等の選任について
藤田委員が会長に選任され、桑野委員が会長代理に選任された。
 - （2）東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
意見照会（資料 1）
交野市、四條畷市からの依頼に基づき、四條畷市交野市清掃施設組合が、環境影響評価方法書の概要説明（資料 2）

< 質疑応答 >

（委 員） 1日当たりの処理能力を、今までよりも減らす計画だが、どのように処理能力を設定したか。それから、将来的にごみの排出量削減対策をどのように考えているか。また、建設予定地は、土地区分でどういう地域か。先ほど、国定公園というような言葉が出てきたが、建設する際には、様々な問題が出ると思われるので、教えていただきたい。

（都市計画決定権者） まず、施設規模については、処理能力 140 トンの根拠となる年間のごみ焼却処理量を 35,269 トンと試算している。この数字については、平成 20 年 3 月に両市において策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、目標年度の平成 29 年度に、平成 18 年度の排出量から 5 % を削減するという目標数値があるので、その目標数値を例えば資源ごみ、家庭ごみ、粗大ごみそれぞれに当てはめて算定した。35,269 トンを施設の稼働日数 280 日と調整稼働率で割ると、1日当たり 132 トンとなる。さらに四條畷市における大型ショッピングセンターの誘致の計画や、災害廃棄物の対策等も考慮し、140 トンと試算したものの。

ごみの減量化については、両市で平成 20 年 3 月に策定した「ごみ処理基本計画」の中で、再生利用率の目標を四條畷市、交野市それぞれ 29%、24% と設定しており、その達成に向けて具体的な施策、例えば人づくりや様々な啓発の取り組み等、四條畷市、交野市のそれぞれの施策がうたわれているので、それについて順次進むものと考えている。

土地の要件については、金剛生駒紀泉国定公園内ということで、都市計画
上は、市街化調整区域の中にある。その他、砂防規制等の対象になると思う。

(委員) 2点確認したい。候補地については色々なことを配慮した上で選定された
とのことだが、国定公園内であるということ、ほしだ園地や磐船神社に近い
こと、天野川などいわゆる清流域に非常に近い場所に予定されているという
ことで、国定公園について、協議は行われているかということについて、ま
た、国定公園内で、生態系としても非常に貴重な所に隣接して建てられるこ
とについて、補足説明いただきたい。

もう一点は、生態系について、既往文献から調査するということが、陸
域生態系について、現地調査はされないということでもいいのかどうかとい
うこと。

(都市計画決定権者) 国定公園内ということで、現在、環境省、大阪府と調整をして
いる。国定公園の第2種、第3種の区域になっている。環境に与える影響に
ついては、環境影響評価に基づいて判断しようということで、事前の調整は、
大阪府と行っているところ。陸域の現地調査については、淡水生物等、四季
を通じて調査を行う予定。

(委員) 既に調整中であり、第2種、第3種であるので、環境影響評価の結果を待
ってまた考えましょうということですね。ありがとうございます。

(委員) 候補地の3番の面積に比べて、4番の候補地の面積がとても広い。この4
番も同じ国定公園内か。建ぺい率が20%でよいのであれば、4のうちの3と
同じ面積部分だけでも候補地として可能ではないかと考えるが、4の候補地
の評価結果は、この広い面積全面について言えるのか。例えばこの候補地の
北部ならば可能性があるが、南部は無理とか、そういう選択肢はなかったの
かどうかお聞きしたい。

(都市計画決定権者) 候補地3と4は、国定公園区域内です。位置選定については、
評価項目の「輸送効率」については、両市の人口重心から候補地の敷地まで
の距離を比較し、「増設道路」については既設道路から候補地までの距離を比
較した。「居住市街地・集落地までの距離」はそれぞれの面積の中心からとし
た。「自然破壊」については、それぞれ写真等を見て荒地なのか、森林なのか
若しくは分からない場合は現地へ足を運んで確認し、必要な伐採面積を出し
て評価している。

(委員) 4の候補地の面積が大変広いので、この中で区分して評価出来なかったの
かという質問だったのだが、その全域が自然破壊が大きいとか、そんな風に
評価されたということですね。

(委員) 3点ほど教えていただきたい。1点目は、今ご質問のあった選定地に関連
して、今回の事業計画地では、最大着地濃度が奈良県生駒市側に出現するこ
のことだが、奈良県、生駒市と協議されているのであれば、その状況につ
いて教えていただきたい。

2点目は、ごみ焼却した後の灰の処理、処分についてで、これはフェニッ
クスに持ち込むのではないかとと思うが、確認したい。

3点目は、事業計画地が、材料採取した後、残土で埋め戻しをした場所と
のことなので、土壌汚染が心配である。今回の調査方法を見ると、30mメッ

シュで1点の調査が予定されているので、土壤汚染対策法に則った方法だと思いが、もし汚染が見つかった場合には、土壤汚染対策法に則った形で調査されることになっているのかどうか、教えていただきたい。

(都市計画決定権者) まず、1点目と3点目について、大気の拡散の濃度については、南東に約900mの地点に最大着地濃度が出現するが、生駒市域の山間部である。生駒市の行政にも、本手続きについてのご相談をしているところ。付言すると、生駒市の近隣住民、近隣自治会の中では、何故その場所なのかという反対のご意見があり、生駒市の行政も非常に苦しい立場におられる。私も法令手続きを協力いただきたいため、生駒市の行政にもお願いしており、情報提供、協議ということは進めている。

3点目の土壤汚染については、過去に表層部の土壤の状況を調べたところ、ヒ素、鉛等が検出されたが、これはあくまでも、土壤を処分するための廃棄物の受け入れ基準に基づいた調査である。鉛、ヒ素という重金属が検出されていることへの懸念の声があり、マスコミ等にも取り上げられるということもあった。これらを踏まえ、事業に先駆けて、今ちょうど調査を終えたところで、分析結果を待っている状況。この結果によっては、大阪府等の指導を受けながら、対策等を検討していく。

2点目については、処理方式の検討にあたっては、専門の先生方に、安全、安心、安定、経済性に優れた施設、エネルギー回収といったコンセプトに基づいて、シャフト式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉、ストーカ式を比較していただいて、ストーカ式が一番四條畷市交野市清掃施設組合にふさわしいとの結論をいただいた。ただし、焼却灰についてはフェニックスで埋立ということになっているが、この最終処分場への依存という課題がまだ残っている。この課題については、現状では課題を抱えたままであるということ、またその課題の克服に向けては、これから社会的な受け皿や市民意識の向上が必要であること、国家行政の動きに左右されるものであること、といった先生方のご意見をいただいている。なお、処理方式検討委員会では、溶融炉をどうするのかというコンセプトで選んだものではなく、あくまでもメーカーから技術提案を受ける形式であり、その提案の中にストーカ式プラス溶融炉という具体的な技術資料に基づく提案がなかったため、選定対象に入っていなかったという経過がある。

(委員) 奈良県、生駒市との関係だが、生駒市側のすぐ隣接したところに平地があり、かつ生駒市においては自分達のごみとは関係のない施設なので、今後は是非そうした点の配慮をお願いしたい。

(委員) 2点伺いたい。1つは天野川の上流部について気になるのだが、交野市、四條畷市、生駒市と近隣の地域の情報を対象にして検討されているが、もし上流で何かがあった場合、川を通じて、川の中の生物に取り込まれることによって移動することが考えられる。過去にも、発生源である上流では余り影響が見られないが、河口近くの生物の体内から検出されるという事例もある。川についてだけはもう少し下流も視野に入れた調査や検討が必要ではないかと思う。下流の枚方市の辺りはどうなのか気になる。

もう一つは、緑化計画について。緑化することによって、現在以上に良い

環境を作っていかなければならない、といいプランだと思うが、この場所はまだ表土が失われている。そうした所で、植物を生育する場合に、どういう方法をとられるのか。何かが持ち込まれることによって、生物の移入が起こらないか。不適切な、植栽しようとしている目的の植物以外が持ち込まれることがないか、その辺りを十分配慮したプランをたてる必要がある。また、具体的にはこれから計画されると思うが、土壌がはく離されてしまっているところに何か持ち込まないと十分な生育は、難しいのではないかという気がする。その辺いくつか配慮が必要な事項があるのではないか。

(都市計画決定権者) 計画している施設は、図書にあるように、河川に排水を出さないのが基本。ただし、緑地に降る雨は土地に吸収され、また舗装面に降る雨は側溝を通じて、沈砂池を経て、天野川へ流れていくことは事実。ご質問の主旨は、調査ポイントをもっと広くとらえて安全性を確認しなさいというご指摘かと思う。ご意見を十分踏まえた中で今後検討したい。

緑化計画については、方法書では、国定公園内にふさわしい緑化計画を計画することとしている。周辺の自然環境から乖離するような緑化は当然問題であり、一方で、立ち木により施設を見えないように配慮するという方法もある。より具体的に緑の配置や、樹種等、この場ではお答えできないが、ご指摘を十分に意識して、計画を作り上げていきたい。

(委員) 事業計画地周辺の平面の情報はあるが、高さ関係の情報、地形の標高、周辺地の近隣の住宅地と事業計画地との関係といった情報も、いただきたい。

(会長) 後で事務局から説明があると思うが、現地調査を計画されていると聞いているので、そこで見て頂ければよくわかるかなと思う。今、等高線のある地図があればお示しいただきたいが、いかがですか。

(都市計画決定権者) 高度を書いた見やすい資料は今日は持ってきておりません。事業計画地は海拔 150m程度、道路側が 130m程度。道路側に向かって、天野川側が谷筋になっている。

(委員) 私も調査エリアがちょっと狭いと思っていた。例えば調査範囲や、予測手法の中に生態系予測が入ってないことなどについては、どの段階で変更をお願いすればよいか。

(事務局) 今回の審査会でご審議をお願いしたことはまさしく方法書の中身についてです。今後、審査会として検討結果をまとめていただく中で、調査ポイント等、ご意見をいただければと思います。

(会長) 意見を言う場はありますということです。

(委員) ごみの搬入計画について、現施設でも生駒市域を通過して、ごみを搬入されていると伺ったが、現状、この周辺で問題や苦情があれば伺いたい。

(都市計画決定権者) 現施設について、生駒市域を通るのは国道 168 号を通る車両だが、交野市域からの搬入車両が通るだけであり、これについては、今、直接苦情は入っていない。

(委員) 実施時期を教えてください。

それから、ごみの焼却処理場では、時々途中で処理能力が変更され、どち

らかというと縮小される傾向にあるが、それを踏まえると、この方法書の中で変更し得ることも入れておいてはどうか。手続きが終わって 140 トン/日を 135 トン/日に切り替えたからと、また方法書からスタートするのでは、非常にもったいない。

それから、生駒市と隣接していることについて。他府県の事例だが、ごみ焼却場を計画していたが、隣接する他府県側の意見により、結局計画した場所には建設できなかったことがある。本件では、奈良の方ではアセスをするのかどうか、お聞きしたい。

(事務局) 本事業は、大阪府域での事業なので、奈良県でのアセス制度の対象にはならない。ただ、本事業は、奈良県域にも影響が及ぶということなので、奈良県とも十分協議しながら、奈良県の意見を十分反映できるような形で、大阪府の条例に基づいたアセスメントを実施する。

(委員) 奈良県はやらないんですね。

(事務局) はい。

(会長) ごみの減量に関しては、先ほどの説明で、さらに減量化を進めた結果として、132 トンという数字が出てきたということですから、かなり自信を持ってこれぐらいだろうということを考えておられるようだ。交野や四條畷の辺りでは、人口増加、あるいは何らかのアクティビティが上がることも考えられるのかもしれないが、そういう計画を立てているとすれば、そこを突っ込み切れていない気がするがどうか。

(都市計画決定権者) まず、実施時期について、この方法書を出すまでに、「新ごみ処理施設整備基本計画」をまとめており、その中では、平成 28 年度稼働をめざすという形になっている。工期については、およそ 3 年半はかかると考えているので、明言できないが、目標としては、平成 25 年の段階で工事に着手したいと考えていた。

規模については、両市で将来のごみ減量化目標等を定めた「ごみ処理基本計画」を定めており、この減量化目標に沿った、将来排出されるごみの量の予測に基づいて 140 トンという処理規模を決めている。従って、何かの事情で条件が変わって、この「ごみ処理基本計画」の数字を変更することになれば、連動して処理規模を当然見直すべきことになる。ただ、この手続きの中で変更があるかどうかは、両市のごみの推移等を判断する中で、「ごみ処理基本計画」を見直すべきだという判断をしてからになる。ただ、「ごみ処理基本計画」自身は 20 年 3 月に策定したばかりで、まだそれだけの年数の中で両市に将来の推移等を見定めていただかなければならないということになります。

(委員) 処理をする機器の性能が向上し、処理能力が上がることで、機器の縮小が可能になった場合、アセスのやり直しになる場合がある。やり直さなくてもよいようにできるとよい。

(事務局) 規模の縮小に関する手続きについて、大阪府では、準備書や評価書を作成するまでに事業計画の中身が変わる場合、その内容に基づいたアセスをしていただくこととなりますが、方法書の手続きからやり直すかどうかということになると、例えばごみの量が減り、環境負荷が減ることが明らかな場合などでは、そこまでしなくても、十分対応できるのではないかと。

(委員) 評価書が出るまでならば、それでよいが、評価書が終わって実施に入ったところで、能力設定が変わる場合がある。

(事務局) 評価書が提出された後のアセスメントの再実施については、基本的に規模が縮小して、環境負荷が低減する方向であれば、再実施は必要なしということになっております。

(委員) この施設は24時間稼働の予定とのことだが、予定されている搬入の時間帯は。

(都市計画決定権者) 現在、両市のごみの搬入は体系が異なっており、四條畷市は民間委託のため早朝から一般家庭のごみも集めているのに対し、交野市は市が収集を行っており、収集の開始時間が異なっている。

現施設では、より早く収集が行なわれる事業系ごみについても朝6時以降に受け付けており、終わりは16時半である。今後、両市に確認して新施設での時間帯について確定していく。

事務局より、手続きフローについて説明(資料3)

(会長) 今後、専門調査部会で方法書の内容について検討いただいた後、各部会の検討結果を集約し、審査会における審議を経て、審査会としての検討結果を最終的にとりまとめる。とりまとめの期限は12月14日であるので、次回の審査会は12月上旬頃に開催したい。専門調査部会の召集については、審査会運営要綱で会長に一任されており、適宜、ご案内する。委員の皆様方には、ご多忙中だが、よろしく願います。

以上